

◇いじめ行為発見時対策

発見

いじめの兆候発見

担	任
学 部	主 事
生徒指導主事	
生活指導部員	

事実関係を迅速に調査し
慎重に対応する。

いじめの事実発見

担	任
学 部	主 事
生徒指導主事	
生活指導部員	

生徒指導上の事態が発生
した際の対応及び特別指
導の流れに準ずる。

1

「いじめ防止対策委員会」開催

構
成
員

校長、副校長、総括教務主任、学部主事、養護教諭、生徒指導主事、生活指導部員
特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー（SC）等

- いじめ行為があったか、どのような経緯で発生したか等、事実確認を行い、いじめとして認定するか否か審議をする。
- 「懲戒に関する規程」に抵触するか審議をする。
- いじめ行為に対して、どのように対応していくか、方針を決める。
- 対応及び特別指導をする上での役割分担を明確に行う。
- ※「重大事態」と判断された場合は、速やかに県教委に連絡すると同時に第三者を加えて「いじめ防止拡大対策委員会」を実施する。

2

全職員への周知

- いじめ行為を学校全体で取り組む問題とし、職員全員が組織的に対応できるように、いじめ行為の内容、経緯、その後の対応について周知を促す。

3

対応

- 特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- 毅然とした態度で指導にあたるが、謝罪や責任を問うことを主眼に置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- いじめを受けた児童生徒の心を癒すために、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講じる。
- いじめを行った児童生徒が適切な指導を受け、学校生活を適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、柔軟な指導を教職員全体で行う。等

4

経過観察

- いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒への指導及びその保護者への助言を継続的に行う。
- 全ての児童生徒が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団づくりを進めるよう支援する。等